

公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会 次第

日 時：平成22年8月11日（水）
10：30～12：00
場 所：市役所 3階 第三委員会室

1. あいさつ

2. 懇談会について

- ・ 公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会設置要綱

資料No. 1

3. 公共施設におけるユニバーサルデザインサインマニュアルについて

4. その他

公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会
出席者名簿

区分	氏名	役職
座長	鈴木 誠	岐阜経済大学経済学部教授・地域連携推進センター長
委員	松本 英三	大垣女子短期大学デザイン美術科学科長・教授
	車戸 慎夫	株式会社車戸建築事務所代表取締役、大垣商工会議所まちづくり特別委員会委員長
	加藤 周三	株式会社加藤周三デザインプロダクト代表者、(社)日本グラフィックデザイナー協会会員
	曾川 大	ユニバーサルデザイン・コンソーシアム事務局長、株式会社ユニー・シー取締役

大垣市	企画部長	大江 英
	企画部政策調整課長	寺嶋 太志
	企画部政策調整課政策調整係長兼広域政策係長	小塩 敏成
	企画部政策調整課主査	堀本 直紀
	企画部政策調整課主事	井納 由起
	総務部契約課長補佐兼管財係長	森 憲司
	都市計画部建築課長補佐兼建築係長	奥村 公彦
	教育委員会事務局文化振興課文化振興係長	後藤 威博
	教育委員会事務局図書館長補佐兼図書第二係長	北村 彰夫

公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究 有識者懇談会設置要綱

(目的)

第1条 大垣市ユニバーサルデザイン推進指針（平成20年9月17日策定）に基づき、市民、事業者及び行政の協働によるユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向け、誰もが使いやすい公共施設づくりを目指し、（仮称）公共施設におけるユニバーサルデザインサインマニュアル（以下「マニュアル」という。）の素案を策定するため、公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マニュアルの素案の策定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、ユニバーサルデザインに関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、マニュアルの素案の策定までとする。

(役員)

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、大垣市企画部政策調整課に置く。

2 事務局員は、大垣市企画部政策調整課及び岐阜経済大学地域連携推進センターの職員をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月11日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、マニュアルの素案を策定した日に、その効力を失う。

公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会委員名簿

区 分	氏 名	役 職
座 長	鈴木 誠	岐阜経済大学経済学部教授・地域連携推進センター長
委 員	松本 英三	大垣女子短期大学デザイン美術科学科長・教授
	車戸 愼夫	株式会社車戸建築事務所代表取締役、大垣商工会議所まちづくり特別委員会委員長
	加藤 周三	株式会社加藤周三デザインプロダクト代表者、(社)日本グラフィックデザイナー協会会員
	曾川 大	ユニバーサルデザイン・コンソーシアム事務局長・株式会社ユーティ・シー取締役

事務局

大 垣 市	企画部政策調整課長	寺嶋 太志
	企画部政策調整課政策調整係長兼広域政策係長	小塩 敏成
	企画部政策調整課主査	堀本 直紀
	企画部政策調整課主事	井納 由起
岐阜経済大学	総務課／地域連携推進センター 課長	宮川 祐志
	総務課／地域連携推進センター	梅原 慶子